

第1章 総則

第1条 (貸渡物の運用)
1 借受人(以下「当社」という。)は、この約款(以下「約款」という。)の定めるところにより、貸渡自動車(以下「レンタカー」という。)を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
2 当社は、約款の趣旨、法令、行政手続及び一般の慣習に反しない範囲で特約を締結することがあります。特約した場合には、当該特約と約款とがその内容において抵触する部分においては、当該特約が約款に優先するものとします。

第2章

第2条 (予約の申込)

1 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及びレンタカー利用規約(以下「利用規約」という。)当社所定の料金表等に同意するうえ、当社所定の方法により、あらかじめ予約クラス、借受開始日時、借受期間、返却場所、運転免許保有者(以下「運転免許者」という。)の他の借受条件(以下「借受条件」という。)を明示して予約の申込みを行うことができます。
2 当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は当社が特に認める場合を除き、当社所定の予約申込金を支払うものとします。

第3条 (予約の返却)

借受人は、レンタカー貸渡契約(以下「貸渡契約」という。)の締結前、前条第1項の借受条件を変更するときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならぬものとします。

第4条 (予約の取消し等)

1 借受人は、当社所定の方法により、予約を取り消すことができます。
2 借受人が、予約した借受開始時刻を1週間以上超過しても貸渡契約の締結手続きに着手しなかったときは、当社が特に認められた場合を除き、予約を取り消されたものとみなします。
3 前項の場合、借受人は、次取扱い第5項の場合を除き、当社所定の予約手数料を直ちに当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の方式があったときは、受取済みの予約申込金を借受人に返還するものとします。借受人が当該予約取消手数料を直ちに当社に対して支払わなかったときは、当社は、受取済みの予約申込金と当該予約取消手数料とをその外当額において相殺ができるものとします。
4 当社の都合により予約を取り消されたときは又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受取済みの予約申込金を返還します。
5 不返還(借受人が予約申込金をしる際に明示した返却クラスの間隔に係る前借受人(当該間隔に係る本件予約よりも前に締結された貸渡契約)における借受人の全てが当社に対して当該間隔を返還しなかったために借受人に対して当該返却クラスの貸渡を行うことができな(場合)、リコール、天災その他の借受人若しくは当社の責に帰せしめられる事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約を取り消されたものとします。この場合、当社は受取済みの予約申込金を借受人に返還するものとします。

第5条 (貸借レンタカー)

1 当社は、借受人から予約のあった返却クラスのリントカーを貸渡することができるときは、予約と異なる返却クラスのリントカー(以下「代替レンタカー」という。)の貸渡を借受人に申し入れることができるものとします。
2 借受人が前項の申込みを承諾したときは、当社が当該クラスを除き予約と同一の借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとします。この場合の貸渡料金は、代替レンタカーの貸渡料金を予約した返却クラスの貸渡料金のリコール額に増したものとします。
3 借受人が第1項の代替レンタカーの貸渡の申込みを承諾したときは、予約を取り消されたものとします。
4 前項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰すべき事由による場合には第4条第4項を、当社の責に帰せしめられる事由による場合は第4条第5項を適用します。

第6条 (免責)

当社及び借受人は、予約を取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第7条 (予約業務の代行)

1 借受人は、当社と合わせて予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等(以下「代行業者」という。)において、予約の申込みをすることができます。
2 代行業者に対して予約の申込みを行った借受人は、当該代行業者に対してのみ予約の変更又は取消を申し込むことができるものとし、予約の変更については、当該代行業者を通じて当社の承諾を受けなければならないものとします。

第8条 (貸渡料金の額)

1 借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社が約款、利用規約、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、借受人又は運転免許者が第9条第1項又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、貸渡契約を締結するものとします。

2 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第11条第1項に定める貸渡料金を借受期間が開始されるよりも前に支払うものとします。
3 借受人は、免責補償制度の加入する場合は、貸渡契約の締結時に当社に申し出て、当社所定の手数料を支払うものとします。
4 貸渡契約の締結後は、理由の如何を問わず免責補償制度に加入することはできません。
5 借受人は、貸渡料金を締結する際、当社に対し、レンタカーを返還する者を指定しなければならないものとします。
6 当社は前項の指定にあたり、国土交通省の通知に基づき、貸渡契約(貸渡契約)及び第14条第1項に規定する貸渡者に運転者の氏名、住所、運転免許証の番号を記載し又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、借受人に対し、借受人の指定する運転者(以下「運転者」という。)の運転免許証の写し及びその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、当社に対し、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を、借受人と運転者が異なる場合(借受人が運転者の自然人的な場合を含む。)は当該運転者の運転免許証を提示し、その運転免許証の写しを提出するものとします。
7 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード1枚若しくは現金による支払を求め、又はその他の支払方法を指定することができます。

第9条 (貸渡契約の締結等の趣旨)

1 借受人又は運転者の住所の異なる「住所」に該当するときは、貸渡契約を締結することができるものとします。
(1) 借り受けるレンタカーの運転に必要な運転免許証を有していないとき、又は当社に対して当該運転免許証の提示若しくはその写しの提出等貸渡契約の締結にあたり、当社が借受人又は運転者に要求した内容が正しくないとき。
(2) 悪意を指しているとき。
(3) 前条、後条、別項、シロによる中途退去等を見ているとき。
(4) チヤーンポイントがないにもかかわらず6才未満の幼児を同乗させるとき。
(5) 乗り回しの無断又は無断的に行う若しくは慣習的に繰り返す行為を行うおそれのある者であるとき。
2 借受人又は運転者が次のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結(貸渡期間)を延長する場合における貸渡契約の貸渡期間の延長を含む。)を拒絶することができるものとします。
(1) 予約と異なる「住所」で指定した運転者と貸渡契約締結時に借受人が8条5項に基づいて指定した運転者と異なるとき又は貸渡契約締結時に借受人が前条第1項に基づいて指定した運転者と貸渡契約締結時に借受人が異なることが明らかになったとき。
(2) 第8条第5項から第7項のいずれか項に該当するときは、過去の貸渡(貸渡期間)を延長する場合における貸渡期間の延長前回の貸渡しを含む。本項における「過去の貸渡し」とは以下(各款)において、貸渡料金を、その他当社に対する債務の支払を滞りさせた事実があるとき。
(3) 過去の貸渡しにおいて、第17条各号に掲げる行為があったとき。
(4) 過去の貸渡し(他のレンタカー事業者による貸渡しを含む。)において、第18条第6項又は第24条第1項に基づいて返却期間延長費用未払被控若しくは不返還返還警告の発令となることがあったとき。
(5) 過去の貸渡しにおいて、自動取戻機の故障があった事実があったとき。
(6) 過去の貸渡しにおいて、自動取戻機の故障があった事実があったとき。
(7) レントカーが損傷されたとき(損傷の大小にかかわらず)。
(8) その他当社所定の条件を破綻してないとき。

第10条 (貸渡契約の成立)

1 貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合、受取済みの予約申込金及び借受人が当社に提出したクーポン券の裏面が当該貸渡料金の一部に充当されるものとします。
2 前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時(第9条により当社の承諾を得て変更した場合は変更後の当該開始日)に、同項に明示された借受場所(第3条により当社の承諾を得て変更した場合は変更後の当該場所)で行うものとします。

第11条 (貸渡料金の)

1 貸渡料金は、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれ別の額又は計算方法を料金表に明示します。
(1) 基本料金
(2) 備品使用料金
(3) 配付取付料金
(4) その他当社所定の料金
2 第2条による予約をしたあとに当社が貸渡料金を改定したときは、予約時の料金と貸渡料金の差額を「リコール額」として、その差額を借受人から予約取消手数料の支払があったときは、受取済みの予約申込金を借受人に返還するものとします。なお、当社は借受人から予約取消手数料の支払があったときは、受取済みの予約申込金を借受人に返還するものとします。

第12条 (貸渡契約の成立)

1 貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合、受取済みの予約申込金及び借受人が当社に提出したクーポン券の裏面が当該貸渡料金の一部に充当されるものとします。
2 前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時(第9条により当社の承諾を得て変更した場合は変更後の当該開始日)に、同項に明示された借受場所(第3条により当社の承諾を得て変更した場合は変更後の当該場所)で行うものとします。

第13条 (貸渡料金の)

1 貸渡料金は、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれ別の額又は計算方法を料金表に明示します。
(1) 基本料金
(2) 備品使用料金
(3) 配付取付料金
(4) その他当社所定の料金
2 第2条による予約をしたあとに当社が貸渡料金を改定したときは、予約時の料金と貸渡料金の差額を「リコール額」として、その差額を借受人から予約取消手数料の支払があったときは、受取済みの予約申込金を借受人に返還するものとします。なお、当社は借受人から予約取消手数料の支払があったときは、受取済みの予約申込金を借受人に返還するものとします。

第14条 (貸渡料金の)

1 貸渡料金は、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれ別の額又は計算方法を料金表に明示します。
(1) 基本料金
(2) 備品使用料金
(3) 配付取付料金
(4) その他当社所定の料金
2 第2条による予約をしたあとに当社が貸渡料金を改定したときは、予約時の料金と貸渡料金の差額を「リコール額」として、その差額を借受人から予約取消手数料の支払があったときは、受取済みの予約申込金を借受人に返還するものとします。なお、当社は借受人から予約取消手数料の支払があったときは、受取済みの予約申込金を借受人に返還するものとします。

第12条 (借受条件の変更)

1. 借受人は、貸渡契約の締結後、第3条第1項の借受条件を変更するときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

2. 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡契約に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第13条 (点検整備及び点検)
1. 当社は、道路運送車両法第47条の2(日常の点検整備)及び第48条(定期点検整備)に定める点検をし、必要整備を完了したレンタカーを貸し渡すものとします。

2. 借受人又は運転者は、前項の点検整備が実施されていること並びにその所定の点検表に基づき車検等及び用品の取扱いによってレンタカーに整備不良がないこと、その他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

3. 当社は、前項の確認に基づいてレンタカーに整備不良が見られる場合には、直ちに必要の整備等を実施するものとします。

4. チャーイルドシートは、借受人又は運転者がその責任において適正に装着し、当社はチャイルドシートの装着について一切責任を負わないものとします。

第14条 (貸渡物の交付・排替等)
1. 当社は、レンタカーを引き渡したときは、排替用油の取扱いが定められた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。

2. 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間(以下「使用中」という。)、前項により交付を受けた貸渡証を所持しなければならないものとします。

3. 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知し、当社の指示に従うものとします。

4. 借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

第15条 (管理費用)
借受人又は運転者は、レンタカーの使用、管理は管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

第16条 (日常点検整備)
借受人又は運転者は、レンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要整備を実施しなければならないものとします。

第17条 (禁止行為)
借受人又は運転者は、次の行為をしてはならないものとします。

(1) 当社の承諾及び指図運送法に基づき許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに附する目的で使用すること。

(2) レンタカーを所定の用途以外に使用し又は貸渡契約締結時に借受人が第8条第5項に基づいて指定した運転者以外の者に運転させること。

(3) レンタカーを販売し、又は他に租界の用に供する等、当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。

(4) レンタカーの自動車登録番号又は車種等標識を偽造若しくは変更し、又はレンタカーを改造若しくは改造すること。

(5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各都道府県若しくは指定した地域に使用し又は他車の牽引若しくは後押しし使用すること。

(6) 法令又は公序良俗に反してレンタカーを使用すること。

(7) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーについて損害保険に加入すること。

(8) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。

(9) その他第3条第1項貸渡条件に違反する行為をすること。

(10) 21歳未満、運転免許取得後1年未満の者に運転させること。

第18条 (送迎ドライバーの場合の措置等)
1. 借受人又は運転者は、レンタカーに関し道路運送法に定める送迎業務をしたときは、自ら送迎ドライバーに係る取扱い等を行うし、及び送迎ドライバーがレンタカーを運転し、保管などの費用を負担するものとします。

2. 当社は、警察からレンタカーの放送回り違反の通知を受けたときは、借受人又は運転者に通知し、速やかにレンタカーを移動させ、レンタカーへの借受期間終了時又は当社の指示する時点で放致し、警察等に出現し違反を認めるよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により没収された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。

3. 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則処理費又は検察費、徴収費等により負担するものとし、処理されていぬ場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は、借受人又は運転者に対し、放致後直帰を促す措置又は当社の指示する時点で放致し、警察等に出現し違反を認めるよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、警察に対し自認書及び質問書等の提出を求め、借受人又は運転者はこれに答えるものとします。

4. 当社は、自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに答えるものとします。

5. 当社は、放致後直帰に際しての責任は借受人の責任とする必要は行わず、公安委員会に対して道路運送法第51条の4第6項に定める弁済及び自認書並びに貸渡契約の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要措置をとることができるとし、また、

6. 当社は、道路運送法第51条の4第1項の放致後直帰材料命令を受け放致違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の禁禁及びレンタカーの引き取りに要した費用等を負担した場合に、借受人又は運転者は、当社に対し放致違反金相当額に3を乗じた金額及び当社が負担した費用(以下「罰金」を合わせて「違反金相当額」という。))について賠償する責任を負うものとし、当社の指定する期日までに違反金相当額を支払うものとし、また、借受人又は運転者が違反金相当額等を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が罰金又は反則金を納付したことに伴い、当社が放致違反金の返戻を受けたときは、当社は罰金を受けた放致違反金相当額を借受人又は運転者に返還し、借受人又は運転者が当社の指定する期日までに違反金相当額等を支払わなかったときは、当社が現金又はクレジットカードより違反金相当額の返戻を受けるとするものとします。

第19条 (返還費用)

1. 借受人又は運転者は、レンタカー及び用品を第8条1項で定められた借受期間(第12条第1項により当社の承諾を得て借受期間を変更したときは、当該変更後の借受期間とします。)満了時まで引取項で定められた返還場所(第12条第1項により当社の承諾を得て返還場所を変更したときは、当該変更後の返還場所とします。)

2. 借受人又は運転者は、前項に違反したときは、当該違反が突発その他の不可抗力に起因する場合を除き、借受期間満了時からレンタカー及び用品を返還するまでの期間に於ける貸渡料相当額を当社に支払うものとします。

3. 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカー及び用品を返還することができない場合には、当社にその損害について賠償を求めないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に通知し、当社の指示に従うものとします。

第20条 (返還物の取扱い)
1. 借受人又は運転者は、ガソリン等の燃料を積荷のうえ、当社立会いのもとにレンタカー及び用品を返還するものとします。この場合、運送物の取扱いによって燃費等を除き、貸渡料に引当したときの状態で返還するものとします。

2. 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後においては、遺留品の取扱いについて一切責任を負わないものとします。レンタカーが不返還となったときに当社が当該レンタカーを回収した場合も同様で、当社は、レンタカーの回収後における遺留品の取扱いについての責任を負わないものとします。

第21条 (借受期間延長等の延長料)
借受人又は運転者は、第12条第1項により当社の承諾を得て借受期間を延長したときは、次の各々の金額の合計額(以下「延長料」という。)を前日までに当社に支払うものとします。

(1) 延長後の借受期間に相当する貸渡料金

(2) 借受人が突発等標識等に免責措置制度に加入したときは、延長後の借受期間に相当する免責措置制度加入料

第22条 (返還場所の変更)
借受人又は運転者は、第8条第1項で定められた返還場所(第12条1項により当社の承諾を得て変更した場合、借受期間から当該変更後の返還場所までの配達料を当社に支払うものとします。

第23条 (禁煙)
1. 借受人又は運転者は、レンタカー返還時に延焼料金、配送料金等の未納料(以下「未納料」という。))がある場合には、当該未納料金を直ちに当社に支払うものとします。

2. レンタカー返還時にガソリン等の燃料が未納付の場合、借受人又は運転者は、使用中のガソリン残量に応じて当社所定の乗算率により算出した金額(以下「乗算料金」という。)を直ちに当社に支払うものとします。

3. 免責措置制度に加入した借受人又は運転者は、レンタカー返還期間中にJAF(日本自動車連盟)のカーピスを利用したときは、当該利用に係るカーピス料相当額を直ちに当社に支払うものとします。

4. 貸渡料金を延長し、貸渡料金を支払った後、借受人の都合で借受期間の短縮を申し、レンタカーを返却した場合は、支払済みの貸渡料金を返金しないものとします。

第24条 (不返還となった場合の措置)
1. 当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず第8条第1項で定められた返還場所(第12条1項で当社の承諾を得て変更した場合は変更後の当該場所)にレンタカー及び用品を返還しなかったとき(以下「不返還となった場合」という。))は、民事、刑事上の法廷措置をとるものとします。

2. 不返還となった場合、当社は、レンタカー及び用品の所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、関係者等の関係者への問い合わせや同族調査システム等の取扱いを必要とするものとします。

3. 不返還となった場合、借受人又は運転者は、借受期間満了から当社がレンタカー及び用品を回収するまでの期間に於ける貸渡料相当額を当社に支払うとともに、第20条の定めにより、当社に身代金請求(レンタカーの回収及び借受人又は運転者の警察に課した費用を含みます。))について賠償する責任を負うものとします。

第5章 事故、事故、盗難等の措置
第25条 (盗難見舞いの措置)

1. 借受人又は運送者は、使用中にレンタルカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。
2. 借受人又は運送者は、前項の異常若しくは故障が借受人又は運送者の故意若しくは過失による場合には、第29条の定めにより、当社と共えた損害(レンタルカーの引取り及び修理に要する費用を含みます。)を賠償する責任を負うものとします。

第25条 (事故発生時の措置)

1. 借受人又は運送者は、使用中にレンタルカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
 - (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - (2) 前項の指示に基づきレンタルカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社が指定する工場で行うこと。
 - (3) 事故に際し、当社及び当社の契約している保険会社の額内に協力し、及び要する書類等を遅滞なく提出すること。
 - (4) 事故に際し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承認を受けること。
2. 借受人又は運送者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。
3. 当社は、借受人又は運送者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第27条 (盗難発生時の措置)

- 借受人又は運送者は、使用中にレンタルカーの盗難が発生したときは、次に定める措置をとるものとします。
- (1) 直ちに警察の警察を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - (2) 直ちに被害の警察を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - (3) 盗難、その他の警察に申し渡す当社及び当社の契約している保険会社の額内に協力し、及び要する書類等を遅滞なく提出すること。

第28条 (使用中による貸渡契約の終了)

1. 使用中において事故、事故、盗難その他の事由(以下「事故等」という。)によりレンタルカーが使用できなくなったとき(盗難遺失等罪等の法令に定める基準を満たさなくなったときを含みます。)は、貸渡契約は終了するものとし、借受人又は運送者は、第5条の定めにより直ちにレンタルカー及び物品を当社に返却するものとします。
2. 借受人又は運送者は、前項の場合、承諾料金又は燃料補給料金があるときは、第5条の定めにより直ちにこれを当社に支払うとともに、第29条の定めにより、当社と共えた損害(レンタルカーの引取り及び修理等に要する費用を含みます。)を賠償する責任を負うものとし、当社は受取額の貸渡料金を返還しないものとします。
3. 故障等が発覚し前に修理した状態による場合並びに故障等が借受人又は運送者及び当社のいずれの者にも過すべからず事由により生じた場合は、借受人は当社から代替レンタルカーの提供を受けることができるとします。なお、代替レンタルカーの提供料金は、第5条第2項を適用するものとします。
4. 借受人が前項の代替レンタルカーの提供を受けなければならないときは、当社は受取額の貸渡料金を返還しから返還日までの期間に相当する貸渡料金を引き付け、借受人に返還するものとします。なお、当社が代替レンタルカーを提供できないときも同様とします。
5. 事故、故障等が借受人、運送者及び当社のいずれの者にも過すべからず事由により生じた場合は、当社は、受取額の貸渡料金を、貸渡しから発渡契約の終了までの期間に相当する貸渡料金を引き付け、借受人に返還するものとします。ただし、第3項により借受人が代替レンタルカーの提供を受けた場合はこの限りではありません。
6. 借受人又は運送者は、本条に定める措置を除き、レンタルカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社と併し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第7章 賠償及び補償

第29条 (賠償の請求)

1. 借受人又は運送者は、借受人又は運送者が使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、当該損害が当社の責に帰すべき事由のみによつて発生した場合を除きます。
2. 前項の損害がレンタルカーの修理(故障・炎災を含む)に係る費用がレンタルカーの車両自体に係る損害(レンタルカーが全損した場合の当該レンタルカーの即時償還額を含む。以下「即時賠償金」という。)の場合は、上限を5万円又は10万円(レンタルカーがワンオーナーとして貸渡等の時賠償額を負担していただきます。ただし、第30条6項から8項に規定する事由に該当する場合には、貸渡等の即時賠償額を負担していただきます。なお、車両損害の請求については、貸渡等の全額を負担していただきます。
3. 第1項の当社の損害のうち、事故、盗難等により当社がそのレンタルカーを利用してできないことによる損害については、料金を定めるワンオーナーレンタルカーによるものとし、借受人又は運送者に要し得べき事由があるかどうかにかかわらず、借受人又は運送者が直ちにこれを当社に支払うものとします。ただし、借受人又は運送者が第8条第3項の免責補償項目に加入した場合はこの限りではありません。
4. 賠償請求などを受けた損害(当て逃げ・いたづらを含む)修理に要する費用は免責金額を上限とし、借受人又は運送者の責めに帰すべき事由があるかどうかにかかわらず、借受人又は運送者の負担となります。

第30条 (免責)

1. 借受人又は運送者が第29条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタルカーについて締結した損害保険契約により、次の限度(以下「賠償限度額」という。)内の免責金額が支払われます。ただし、3号の車両補償については、車両保険が加入している車両のみが適用されます。
 - (1) 対人補償(1人) 無制限

- (2) 対物補償(1事故) 無制限(免責額10万円)
 - (3) 車両補償(1事故) 時価額(免責額10万円)
 - (4) 搭乗者傷害補償 1名につき死亡時1,000万円
- 搭乗者傷害補償の適用に際しては、必ず警察への人身事故の届出と医師による診断書又は検察を要します。
- その他に関しては当社が保の損害保険契約の定めによりします。

2. 保険料の免責事由に該当する場合には、第1項、2項に定める保険金は支払われません。

3. 保険金が支払われず、損害及び修理補償額を越える損害については、借受人又は運送者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
4. 当社が借受人又は運送者の負担すべき損害を支払ったときは、借受人又は運送者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
5. 第1項又は第2項の免責額は、借受人又は運送者の負担とします。
6. 警察及び当社営業所に届出のない事故、損害保険料の免責事項に該当する事故、貸渡し後に第9条に該当して発生した事故、借受期間(12条1項により当社の承諾を得て延長した場合の延長後の借受期間を含む。)を無断で延長して延長後に起きた事故、第17条に定める事由に該当する場合、及び第8項各号に定める事由に該当する場合は、その適用除外の適用に違反した場合には、損害保険は適用されません。

7. 以下に該当する場合は、全ての損害が借受人又は運送者の負担となります。(保険適用外・免責補償適用外)

- (1) 事故現場から警察及び当社への届出を怠った場合
- (2) 事故現場から警察会社への連絡を怠った場合(自損事故は除く)
- (3) 事故発生時より24時間、警察、保険会社、当社の呼びにも届出がない事故。
- (4) 当社に盗難の報告を行った場合
- (5) 当社の承認なく相手と示談した場合
- (6) 無断延長又は当社が延長を認めていない場合による事故
- (7) 運転免許の返還の遅延による事故
- (8) 運転中にシートベルト未着用による事故
- (9) 飲酒運転
- (10) 無免許運転
- (11) 盗難による発生した対人及び対物事故
- (12) 定員オーバー定員増による事故
- (13) 海軍、河川喫、または林道など道外を走行した場合の事故
- (14) 劣悪な使用方法により生じた車体などの損傷や燃費の補修費用
- (15) 各種サービス・鍵交換への使用や他のけん引、後押しに使用した場合
- (16) お客様の所有、使用、管理する車両などとの併用はレンタルカーの運用損害事故
- (17) 操作ミスによる故障
- (18) 当社地域で当社の他のレンタルカーや看板など施設を破損した場合
- (19) その他、保険料の免責事項に該当する事故
- (20) 借受人の車両管理行為による事故
- (21) 盗難遺失による事故
- (22) 追い越し禁止ゾーンでセクションラインを越えて事故を起こした場合
- (23) 信号無視で事故を起こした場合
- (24) 一時停止を怠って事故を起こした場合
- (25) 右折禁止、Uターン禁止、指定方向以外の進入などで事故を起こした場合
- (26) 悪天または故意と認められる事故の場合
- (27) レンタカーを都道府県を越えし並びに都道府県に供し又は供しようとした場合
- (28) レンタカーを公営施設に反する行為に供し又は供しようとした場合

8. (貸渡料負担)

以下に該当する場合は、借受人又は運送者は、借受人又は運送者の責に帰すべき事由があるかどうかにかかわらず、免責等の即時賠償額を負担していただきます。(保険適用外・免責補償適用外)

- (1) タイヤのパンク及びビースト
- (2) タイヤホイールの乗組員及びホイールキープの脱落・破損
- (3) タイヤチェーン、キヤリナなどの強制品によりできた損傷
- (4) 車内装飾品の脱落・破損
- (5) 飛び石等の飛来物によるガラスのヒビ割れ及び破損
- (6) 使用中のパンチー・あがり
- (7) 当社への連絡なくレンタルカーを修理、部品交換をされた場合
- (8) 事故等で必要となったレンタルカー費用
- (9) 鍵の紛失・破損

第8章 貸渡契約の解除

第31条 (貸渡契約の解除)

1. 当社は、借受人又は運送者が第9条第1項各号若しくは第2項各号のいずれかに該当することとなったとき若しくは同各

- 号の「つみか」に該当することが判明したとき又は借受人若しくは連帯者がレンタカーを使用中に交通事故を起こした場合は、何らの催告を要せずに貸渡契約を解除しレンタカーの返還を請求できるものとし、この場合、借受人又は連帯者は、第5章の定めにより直ちにレンタカー及び用品を当社に返還するとともに、未精算金又は燃料精算金があるときには、直ちにこれを当社に支払います。
2. 前項の場合、当社は貸渡契約の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

第9章 個人情報

第33条 (個人情報の利用目的)

1. 借受人及び連帯者は、当社が下記の利用目的で借受人及び連帯者の次の個人情報収集、利用することを同意します。収集する個人情報
(1) 貸渡契約等に記載された借受人及び連帯者の氏名、住所、電話番号等の情報並びに借受人及び連帯者が申告した情報。
(2) 車種クラス、用途、借受期間等、貸渡契約の内容に関する情報。
(3) 借受人及び連帯者が第34条第5項に基づき提示した運転記録簿等に記載された情報、同条第6項に基づき告知を受けた携帯電話番号並びに同条第7項に基づき提供を受けたクレジットカード情報。

記

利用目的

- イ. 貸渡契約に基づき租料行政、業務旅行及び契約管理(第18条第4項に基づき審議及び委員会への報告、第18条第6項及び第23条第1項)、並びに借受人及び連帯者の本人確認、審査、借受人及び連帯者からの問合せ対応等を含む。
ロ. 当社が取り扱う商品・サービスやイベント・キャンペーン等に關する、宣伝印刷物の送付、電話、電子メール等による案内。
ハ. フレミリーレンタカー種別の商品等に關する市場調査、商品等の企画・開発。
ニ. フレミリーレンタカー種別の商品等の企画・開発又はお客様満足度向上政策を掲げるためのアンケート調査。
ホ. フレミリーレンタカー種別を提携する企業等の委託を受けて行う、当該企業等の商品、サービス等に關する宣伝印刷物等の送付。
ヘ. 法令等の規定に基づき開示。
ト. その他当社が自ら業務活動に關する一切の行為。
2. 当社は、前項によって収集した借受人及び連帯者の個人情報当社オンラインデータベースに従って適切に管理いたします。

第10章 知則

第35条 (租則)

当社は、租則に基づき借受人又は連帯者に対する金銭債務があるときは、借受人又は連帯者の当社に対する金銭債務といつても相殺することができるとします。

第36条 (消費税)

借受人又は連帯者は、租則に基づき取引に課される消費税(地方消費税を含みます。)を当社に対して支払うものとします。

第37条 (返還保証金)

借受人又は連帯者及び当社は、租則に基づき金銭債務の履行を怠ったときは、相手に対し年率14.0%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第38条 (租則)

1. 当社は、租則の租則を別に定めることができるものとし、当該租則は他社と同等の効力を有するものとします。
2. 当社は、別に租則を定めたときは、当社の営業活動に提示するとともに、当社の発行する利用規約、パンフレット、料金表及びパンフレット等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第39条 (合意管理裁判所)

租則に基づき権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店若しくは営業部の所在地、借受場所の所在地、又は借受人若しくは連帯者の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって第一審の合意管理裁判所とします。

附則

本約効は、平成28年5月1日から施行します。

〒100-0001 東京都千代田区千代田3-16-53
robcand101
株式会社 アスロン株式会社
tel 036-987-1176